

# 土木学会東北支部総合技術賞授与規程

## (目的)

第1条 この賞は、東北地方において土木技術の進展に著しい貢献のあった業績等を表彰することによって、その成果を讃えるとともに、土木学会東北支部の活性化を図ることを目的とする。

## (賞の名称)

第2条 この賞の名称は、土木学会東北支部総合技術賞（以下「総合技術賞」という）という。

## (規程事項)

第3条 この規程は、総合技術賞の授与に関する基本事項を規定する。

## (授賞の対象)

第4条 総合技術賞の対象は、東北地方の土木技術の発展に寄与する著しい業績、ならびに東北地方に建設された優れた土木施設あるいは構造物の工事で、土木学会東北支部会員が直接関与したものとする。

なお、電力関係の対象工事に関しては、新潟県も含むものとする。

2、前項の業績については、終了、未終了を問わないが、工事については原則として授賞当該年度末において、過去2ケ年間に完成したものとする。

3、総合技術賞の候補は、個人、グループ、団体を問わない。グループである場合には、主たる研究遂行者は東北支部会員とする。

4、総合技術賞の候補は、応募時点までに開催された土木学会東北支部技術研究発表会において当該業績または工事に関連して全体または一部が発表されたもの、もしくはその成果の大部分が土木学会等の定期刊行物あるいは講演会等で公表されたものとする。

応募件名は当該業績または工事を表す総合的なものとするができる。

## (公募と応募)

第5条 土木学会東北支部は、総合技術賞の候補を公募する。

2、前項による応募については、東北支部会員の自薦または東北支部会員からの他薦により行う。

3、自薦および他薦の応募ともに、支部所定の応募用紙に必要事項を記載のうえ、授賞当該年度開催の土木学会東北支部技術研究発表会の翌週の火曜日までに土木学会東北支部に提出する。

(総合技術賞選考委員会)

4、総合技術賞に応募する業績等は、原則として他の学会の表彰に重複して応募することはできないものとする。ただし、同一業種間の協会、社内表彰等はこの限りではない。

## (総合技術賞選考委員会)

第6条 総合技術賞の授賞候補を選考するために、土木学会東北支部総合技術賞選考委員会（以下「総合技術賞選考委員会」という）を置く。

- 2, 総合技術賞選考委員会は、第5条第2項による応募の中からそれぞれの授賞候補を選考する。
- 3, 総合技術賞選考委員会は、10名程度の委員をもって構成する。
- 4, 委員は、原則として支部所属の正会員の中から選出し、支部長が委嘱する。
- 5, 委員の任期は1年とし、再選は妨げない。
- 6, 総合技術賞選考委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。

(賞の決定、表彰の時期、方法)

第7条 総合技術賞の授与は、総合技術賞選考委員会における選考結果をもとに商議委員会で決定する。表彰は翌年度の土木学会東北支部総会において行い、賞状及び副賞を授与する。

- 2, 総合技術賞は、毎年3件程度を授賞の対象とする。
- 3, 総合技術賞は、原則として土木学会本部の技術賞等と重複して授賞しないものとする。また土木学会東北支部の総合技術賞、技術開発賞、研究奨励賞は重複して授賞しないこととする。

(改廃に関する事項)

第8条 本規程の改廃は、総合技術賞選考委員会の発議に基づき、商議委員会で審議し、東北支部総会にて報告・了承を得てこれを行う。

(実施期日)

第9条 この規程は、平成5年8月20日より施行し、平成17年5月12日、平成24年5月18日・平成25年5月23日・平成28年5月19日より一部変更する。